（略）	（略）	（略）
第七条の五（見出しを含む。）	第五条第四項第二号及び第七条の七	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号並びに附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七
（略）	（略）	（略）
第七条の七（見出しを含む。）	第五条第五項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第七条の八（見出しを含む。）	第五条第五項第三号ロ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ロ
第七条の九（見出しを含む。）	第五条第五項第三号ハ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ
（略）	（略）	（略）
第十三条第二項	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額 三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額 イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額 三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額 イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

第七条の四第二号イ	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	
第七条の五（見出しを含む。）	第五条第四項第二号及び第七条の七	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号並びに附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七	
第七条の六	第七条の四	附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四	
第七条の七（見出しを含む。）	第五条第五項第二号及び第三号イ	第五条第五項第二号及び算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ	
第十三条第一項第二号	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金	
第十三条第二項第二号ハ	第五条第四項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号	
第十三条第二項第三号イ(1)	第五条第五項第三号イ及びロ	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ及び算定政令第五条第五項第三号ロ	
	同号ハ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ	